

# 「先端医療開発特区」(スーパー特区)の創設及び公募の開始について

平成20年7月25日

内閣府

文部科学省

厚生労働省

経済産業省

革新的技術の開発を阻害している要因を克服するため、研究資金の特例や規制を担当する部局との並行協議など試行的に行う「革新的技術特区」、いわゆる「スーパー特区」を創設することとした(経済財政改革の基本方針2008)。

これは、従来の行政区域単位の特区でなく、テーマ重視の特区(複数拠点の研究者をネットワークで結んだ複合体)であることなどを特徴としている。

平成20年度は、その第一弾として「先端医療開発特区」を創設し、最先端の再生医療、医薬品・医療機器の開発・実用化を促進する。

本日より、別添の公募要項に基づき、「先端医療開発特区」の公募を開始する。

## 《公募の概要》

### ○公募対象

下記の重点分野において、高度医療専門センターや大学病院などの研究施設を中核とし、他の研究機関や企業を結んだ複合体に所属する研究者のグループが、先端医療特区で実施可能となる支援方を活用して行うプロジェクトを公募。

- (1) iPS細胞応用
- (2) 再生医療
- (3) 革新的な医療機器の開発

(4)革新的バイオ医薬品の開発

(5)国民健康に重要な治療・診断に用いる医薬品・医療機器の研究開発(がん・循環器疾患・精神神経疾患・難病等の重大疾病領域、希少疾病領域その他)

○「スーパー特区」で実施可能な事項

- ・ 研究資金の統合的かつ効率的な運用
- ・ 開発段階からの薬事相談等

なお、上記各事項に関わらず、革新的技術開発を促す構造改革に向けた取り組みについて、各複合体において提案できることとする。

○研究期間

平成20年度より5年程度。

○採択予定研究課題数

20複合体程度。

○申請手続

(1)提出期限:平成20年9月12日(金)

(2)提出先:内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付参事官(ライフサイエンス担当)

○選定

申請書は、関係府省大臣で構成された「健康研究推進会議」において、評価委員会を設け評価を行った上で、10月上旬を目処として採否を決定。

(問い合わせ先)

内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付

参事官(ライフサイエンス担当)付

鬼頭、大西

電話: 03-3581-9267

FAX: 03-3581-9969